



土 建 第 1 0 1 6 号
令 和 3 年 9 月 2 4 日

公益社団法人
沖縄県建築士会会長 殿

沖縄県土木建築部建築指導課長



令和3年度最低賃金の改定に関する周知・広報の実施等について（依頼）

平素より当課の業務に関してご協力いただき感謝申し上げます。

みだしのことについて、別添のとおり厚生労働省労働基準局長並びに沖縄労働局長より令和3年度沖縄県最低賃金額の改定に向けた取組について（協力要請）があります。

その中で政府の実施しております中小企業支援策、特にコロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用維持への支援について（雇用調整助成金等による対応）、業務改善助成金及び事業再構築助成金について関係団体への周知依頼がありますので周知します。貴団体の会員等への周知をお願いいたします。

記

周知依頼事項

資料3 国の支援策

- ・ 中小企業・事業者の皆様 最低賃金引き上げ前に支給ご確認を
- ・ 令和3年8月から「業務改善助成金」が使いやすくなります
- ・ 最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金等の要件緩和について
- ・ 企業の思い切った事業再構築を支援

上記の補助金・助成金は、生産性向上及び働き方改革関係の施策を集めた沖縄労働局の支援サイトにも掲載されており、助成金等の申請先や申請様式等が確認できます。

https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/_120305_50.html

沖縄県土木建築部
建築指導課 業務班 徳元
住所：那覇市泉崎1丁目2番2号
T E L : (098)-866-2413
F A X : (098)-866-3557
E - mail : tokmothr@pref.okinawa.lg.jp